平塚市地域生活支援事業(障害福祉サービス) 事業所向けサービス利用・請求の Q&A

共通事項

移動支援

日中一時支援

訪問入浴サービス

地域活動支援センター

令和3年4月1日作成

平塚市 福祉部 障がい福祉課

共通事項 P2~

移動支援 P3~

日中一時支援 P8~

訪問入浴サービス P10~

地域活動支援センター P11~

共通事項

Q1 サービス提供報告書はいつまでに提出したらよいですか。

A1 サービス提供報告書の提出は、サービス提供月の翌月10日までに障がい福祉課まで 提出してください。(10日が休みの場合は直前の平日まで)

例:サービス提供年月 4月

報告書の提出期日 5月10日まで

Q2 サービス提供報告書は FAX で提出してよいですか。

A2 原則、郵送又は持参して提出してください。

また、提出する際は、報告書を事業者番号ごと、受給者番号順にまとめて提出してください。

事業所番号が障害福祉サービスと地域生活支援事業で異なりますので、ご注意下さい。

Q3 サービス提供報告書は原本を提出しますか。

A3 報告書の原本は事業者で保管し、コピーを障がい福祉課まで提出してください。

Q4 請求書類等は何年保管する必要がありますか。

A4 5年間は保管する必要があります。

Q5 サービス提供報告書に利用者の印が押印されていないものを、提出することはできますか。

A5 利用の実績を確認させていただくため、サービス提供報告書は必ず利用者の印が押印されているものを提出してください。

Q6 利用者が複数の事業所を使っている場合に、支給量の調整・確認はどうしたらよいで すか。

A6 利用者が持っている「サービス受給者手帳」により、支給量の調整・確認をしてくだ さい。

Q7 地域生活支援事業のサービスコード表はどこで入手できますか。

A7 かながわ自立支援給付等支払いシステム(通称、かながわシステム)の掲示板に掲載しています。

毎年、更新されますので最新のものをご確認ください。

Q8 サービス提供報告書はどこで入手できますか。

A8 平塚市のホームページからダウンロードできます。

Q9 かながわシステムで、請求エラーが出ました。

A9 エラー内容をご確認いただき、支給決定に関するエラーが出た場合は、障がい福祉課 にご連絡ください。

移動支援

Q1 移動支援で利用できるサービス内容はどのようなものがありますか。

A2 移動支援では、社会生活上で必要不可欠な移動、社会参加のための移動が対象となります。また、これらに付随した行為(情報の伝達、代替行為、身体介護、利用者が行う活動への支援)も対象となります。

対象となるもの

項目		内容			
1	① 社会生活上必要	ア 権利・義務に関する相談・手続き			
移	不可欠な移動	イ 病院への通院、入退院の手続き・相談など			
移動		ウ 学校行事への参加、PTA活動など			
種類		エ 家計の維持、財産の保全に係る手続きなど			
類		オ 日常生活上必要な買い物など			
		カ 理容、美容、着付けなど			
		キ 住居の取得・賃貸借・維持管理・補修などに係る契約・相談など			
		ク その他前各号に準ずる移動支援			
	② 社会参加のため	ア 各種行事・研修会			
	の移動	イ 就職・修学のための活動			
		ウー冠婚葬祭			
		エ 余暇・スポーツ・文化活動への参加			
		オ 初詣・墓参りなど社会的習慣			
		カ ボランティア活動など			
		キ 通学のための一時的な利用			
		ク 通所のための一時的な利用			
		ケ その他前各号に準ずる移動支援			
2	① 情報の伝達	ア 視覚障がい児・者に対しては、墨字の読み取り・代筆などを行う。			
付		イ 全身性障がい児・者に対しては、メモ・聞き取り・伝言などを行う。			
付随した行為		ウ 知的障がい児・者には、行き先の指示・案内などを行う。			
たた	② 代行行為	ア 金銭の授受及び権利義務に関する行為を本人の指示どおり代行する			
仃 為		が、その際は、第三者のいるところで本人の確認を受けることとする。			
		イ その他の代行行為は、特に依頼された場合に行う。			
	③ 身体介助	ア 食事・着脱衣・排泄などの身体介護を必要な場合に行う。			
	④ 利用者が行う活	スポーツ観戦や映画鑑賞など移動先で利用者が行う活動に対する介助を			
	動への支援	含めた支援を行う。ただし、資格・習熟・準備を要する活動、危険を伴			
		う活動などを除くこととする。			

対象とならないもの

- ア 通学・通勤・営業活動に伴う移動支援
- イ ギャンブル・飲酒を伴う移動支援
- ウ 宗教・政治的活動・特定の利益を目的とする団体活動に伴う移動支援
- エ 経済的活動、通年かつ長期にわたる移動支援、社会通念上この制度を利用することが 適当でないと認められる移動支援
- オ その他前各号に準ずる移動支援

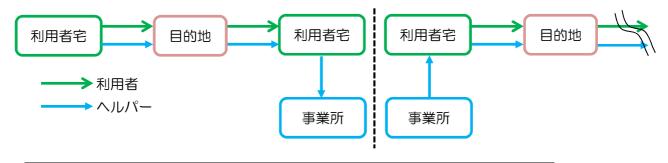
- Q2 移動支援の算定可能となる時間単の位を教えてください。
- A2 30分単位で算定可能です。20分以上サービスを提供した場合に、30分として請求できます。例えば、1時間40分サービスを提供した場合は、1.5時間で算定することになります。2時間として算定するには、1時間50分サービスを提供する必要があります。
- Q3 利用者を施設まで送り届けた後に、利用者が帰宅するまでヘルパーが待っていた場合 に、待ち時間はサービス利用時間として算定されますか。
- A3 単に待っていたような、支援を伴わない待ち時間はサービスに含まれません。施設で の移動支援またそれに付随した行為が行われた場合に、サービス利用時間として算定さ れます。

(付随した行為については移動支援 Q1 を参照)

- Q4 サービス提供時間が1時間45分の場合は、2時間として算定し請求できますか。
- A4 できません。20分以上サービスを提供した場合に30分として算定できます。その ため、サービス提供時間が1時間45分の場合は、1時間30分以降の15分は算定対 象とならず、1.5時間として算定し請求することになります。
- Q5 同一の利用者に同日の別時間帯にサービス提供を行った場合の、算定時間はどうなりますか。

例えば、8:00から10:00、11:00から12:00にサービスを提供した場合の算定時間はどのようになりますか。

- A5 同一の利用者に同日の別時間帯にサービス提供を行った場合は、利用者が一度帰宅し 支援を終了し、ヘルパーも一度事業所に帰った場合には、別の請求として算定できます。 例の場合では、一度帰宅していた場合には、8:00から10:00で2時間、 11:00から12:00で1時間の算定として請求できます。
- 〇別請求として (時間を分けて) 請求できる場合



利用者、事業者ともに帰宅、帰所しているため、別請求として請求できる

〇別請求として(時間を分けて)請求できない場合



利用者のみ帰宅しているため、別請求として請求できない

- Q6 事業所から利用者の家までのヘルパーの移動時間は、サービス提供時間に算定できますか。
- A6 算定できません。
- Q7 同一の利用者に同日の別時間帯にサービス提供を行った場合で、利用者が用事をしており、その間ヘルパーが待機している場合の算定時間は、時間を分けて別請求にできますか。
- A7 別請求にはできません。Q5でお答えしたように、利用者が一度帰宅し、事業者も一度事業所に帰った場合に、別の請求として算定できるため、単に利用者の用事が済むまで待機していた時間は、別請求にできません。この場合はサービス提供時間を合算して請求することになります。利用者を目的地まで連れて行き、ヘルパーのみが事業所に戻り、再度、利用者を目的地まで迎えに行き帰宅した場合も同様です。



サービス提供時間 1.5時間 + 1.5時間 + 2.0時間 = <mark>5.0時間</mark>

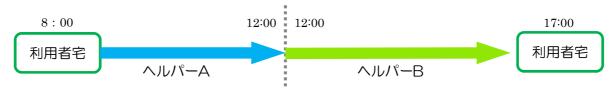
サービス提供報告書の記入方法については、開始時間8:30、終了時間16:00、 算定時間5.0として、備考に待機時間(診療時間等)のため1時間減算と記入してく ださい。

〇サービス提供報告書の記入例

В	曜日	サービス提供時間		算定時間	確認欄		備考
		開始時間	終了時間	界化时间	提供者名	利用者確認	1/m ~5
4	水	8:30	16:00	5.0	神奈川	\	市役所手続き30分、病院での診療30分の計1時間を減算

Q8 支援の途中でヘルパーの交代はできますか。その場合の請求は別請求となりますか。

A8 事情により支援の途中でヘルパーを交代することはできます。その場合、請求については、支援を継続していますので、交代する前後で時間を分けて請求することはできません。



ヘルパーAが8時から12時までで4時間、ヘルパーBが12時から17時までで5時間ですが、サービス提供時間は8時から17時となり、9時間で請求することになります。

ヘルパーAで4時間、ヘルパーBで5時間と分けて請求することはできません。

Q9 決定支給量を超えての利用は可能ですか。

A9 決定支給量を超えてサービスを利用することはできません。支給量が不足することが 見込まれる場合には、事前に障がい福祉課まで相談するよう利用者にお伝えください。 決定支給量を超えてサービスを利用した場合には、支給量を超えた部分は市に対して サービス利用料の請求はできません。

Q10 請求コードに「身体介護有」と「身体介護無」がありますが、どちらで請求したらよいですか。

A10 身体介護有のコードで請求してください。現在、身体介護無での支給決定はしておりません。

Q11 ヘルパーの2人派遣はできますか。

A11 2人派遣の決定が出ている方のみ2人派遣ができます。2人派遣をする必要があることが見込まれる場合は、事前に障がい福祉課までご相談ください。

Q12 2人派遣の場合のサービス提供報告書の記入の仕方と、請求の方法を教えてください。

A12 サービス提供報告書には同日、同時間の内容で2行記入し、片方の備考欄に2人介護 と記入してください。

請求については、1人目については通常のコード(移動支援(身体介護有))で請求し、2人目については2人介護のコード(移動支援(身体介護有)・2人)で請求してください。

○2人介護のサービス提供報告書の記入例

В	¥8 -	サービス提供時間		avenat 88	確認相關		備考
		開始時間	終了時間	算定時間	提供者名	利用者確認	備考
7	*	10:00	12:00	2.0	神奈川	V	買い物の支援
7	*	10:00	12:00	2.0	平塚	V	2人介護
15	金	9:00	12:30	2.5	神奈川	V	○○病院への通院支援 病院の検査時間1時間を成算した
15	金	9:00	12:30	2. 5	平塚	\ /	2人介護

Q13 重度訪問介護、重度障害者等包括支援の支給決定を受けている方も、移動支援を使えますか。

A13 使えません。重度訪問介護、重度障害者等包括支援の支給決定を受けている方は、移動支援の対象外です。

Q14 通院介助、通院等乗降介助、行動援護(以下、通院介助等)の支給決定を受けている方について、これらと移動支援のどちらを優先してサービスを利用しますか。

A14 通院介助等の支給決定を受けている方については、通院介助等のサービス使えるもの については、通院介助等のサービスを優先して利用していただきます。

通院介助等では、サービスの提供ができないものは、移動支援を利用してください。

Q15 サービス利用料に利用者負担額はありますか。

A15 利用者負担額があります。ただし、市民税非課税の方及び生活保護等を受給されている方は、負担がありません。

Q16 サービス利用料の利用者負担額に月額上限額はありますか。

A16 あります。月額上限管理は、居宅介護や短期入所などの障害福祉サービスの利用者負担額と合算し行います。月額負担上限額を超えた部分は全額平塚市が負担します。

月額負担上限額は利用者の状況により、いくつかの区分がありますので、受給者証でご確認ください。

Q17 移動支援サービスに要する、交通費、入場料、参加費等の費用を利用者に請求できますか。

A17 利用者の負担としていますので、利用者に請求できます。

Q18 かながわシステムで、受給者証が発行されているのに、支給決定がない旨のエラーが 出ました。

A18 請求したサービスコードをご確認いただき、身体介護無のコードで請求していないか ご確認ください。

身体介護有のコードで請求しているにも関わらずエラーが出た場合は、障がい福祉課にご連絡ください。

日中一時支援

Q1 サービス提供時間が1時間未満でも、平塚市に利用料の請求できますか。

A1 要綱の区分では、一番時間が短いもので、支援を受けた時間が1時間以上2時間以内 となっていますので、1時間以上サービスを提供する必要があります。

Q2 算定区分を教えてください。

- A2 算定区分は①から④まであります。各区分は次のとおりです。
 - ①サービス提供時間が、1時間以上2時間以内の場合(2時間ぴったりも含みます)
 - ②サービス提供時間が、2時間を超えて6時間以内の場合(6時間ぴったりも含みます)
 - ③サービス提供時間が、6時間を超えた場合
 - ④日中活動系サービスを利用した後の利用で、サービス提供時間が1時間以上の場合 ※④を算定するには、延長利用の支給決定が必要です。

Q3 自宅以外の場所からの送迎で、送迎加算を算定することはできますか。

A3 自宅以外の場所からの送迎で、送迎加算を算定することはできません。ただし、自宅 に準じる場所(事業所の最寄駅、自宅付近の集合場所)については、算定できます。

Q4 日中活動系事業所(生活介護等)から日中一時支援事業所の事業所間の送迎は、送迎加算を算定することができますか。

A4 事業所間の送迎加算の算定はできません。ただし、一度、利用者の自宅(準じる場所を含む)に帰宅し自宅から送迎した場合は、算定の対象となります。また、短期入所事業所からの送迎は自宅に準ずるものとし、送迎加算の対象となります。

(自宅に準じる場所については、日中一時支援 Q3を参照)

○送迎加算の対象の有無

パターン1 事業所から事業所への送迎



事業所 A から事業所 B への送迎は、送迎加算の対象になりません。

パターン2 一度帰宅してからの送迎



事業所 A から一度帰宅し、自宅から事業所 B に行っているため、全て対象になります。

Q5 学校からの送迎は、送迎加算の対象になりますか?

A5 学校を集合場所と定めている場合については、送迎加算の対象となります。

- Q6 普段は自宅から送迎している方を、駅や病院等の自宅以外の場所から送迎した場合は、 送迎加算の対象となりますか。また、駅や病院等の自宅以外の場所への送迎した場合は、 送迎加算の対象となりますか。
- A6 自宅(準じる場所を含む)以外の場所からの送迎、自宅以外の場所への送迎は送迎加 算の対象となりません。ただし、たまたま駅や病院等が集合場所になっている場合は、 送迎加算の対象となります。

(自宅に準じる場所については、日中一時支援 Q3を参照)

Q7 決定支給量を超えての利用は可能ですか。

A7 決定支給量を超えてサービスを利用することはできません。支給量が不足することが 見込まれる場合には、事前に障がい福祉課まで相談するよう利用者にお伝えください。 決定支給量を超えてサービスを利用した場合には、支給量を超えた部分は市に対して サービス利用料の請求はできません。

Q8 サービス利用料に利用者負担額はありますか。

A8 利用者負担額があります。ただし、市民税非課税の方及び生活保護等を受給されている方は、負担がありません。

Q9 サービス利用料の利用者負担額に月額上限額はありますか。

A9 日中一時支援では、利用者負担額に月額上限額はありません。

Q10 かながわシステムで、受給者証が発行されているのに、支給決定がない旨のエラーが 出ました。

Q10 利用者負担額の区分(0%、5%、10%)により、それぞれサービス請求コードがあります。請求したサービスコードに誤りが無いかご確認ください。

サービスコードが合っているにも関わらず、エラーが出た場合は障がい福祉課までご連絡ください。

訪問入浴サービス

Q1 決定支給量を超えての利用は可能ですか。

A1 決定支給量を超えてサービスを利用することはできません。支給量が不足することが 見込まれる場合には、事前に障がい福祉課まで相談するよう利用者にお伝えください。 決定支給量を超えてサービスを利用した場合には、支給量を超えた部分は市に対して サービス利用料の請求はできません。

Q2 サービス利用料に利用者負担額はありますか。

A2 利用者負担額があります。ただし、市民税非課税の方及び生活保護等を受給されている方は、負担がありません。

Q3 サービス利用料の利用者負担額に月額上限額はありますか。

A3 訪問入浴サービスでは、利用者負担額に月額上限額はありません。

Q4 かながわシステムで、 受給者証が発行されているのに、 支給決定がない旨のエラーが出ました。

Q4 利用者負担額の区分(0%、5%、10%)により、それぞれサービス請求コードがあります。請求したサービスコードに誤りが無いかご確認ください。

サービスコードが合っているにも関わらず、エラーが出た場合は障がい福祉課までご連絡ください。

- Q1 利用者の方がセンターに来所しましたが、すぐに(1時間程度で)帰ってしまいました。この場合、サービスの請求はできますか。
- A1 サービス提供を行った場合は算定できますが、単にあいさつに来た、書類を提出に来 たような場合については、算定できません。
- Q2 自宅以外から送迎した場合は送迎加算を算定できますか。
- A2 送迎加算は居宅、公共交通機関の駅または停留所から送迎した場合に算定できます。 利用者の用事による、本来の送迎場所以外への送迎は、送迎加算を算定できません。
- Q3 自立訓練の事業内容届出書はいつまでに提出しなければいけませんか。
- A3 事前に提出することになっているため、自立訓練を実施する前に提出する必要があります。
- Q4 自立訓練を10日、11日、12日の3日間連続で行った場合の加算算定はどうなりますか。
- A4 自立訓練加算は「1日につき 5,000 円」となっておりますので、各日にちで1回の 算定になります。

10日、11日、12日の3日間連続で行った場合は、3回の算定になります。

- Q5 サービスの請求をできる人数に制限はありますか。
- A5 日額で請求を上げる場合は、制限はありません。 月額で請求を上げる場合は、他市町村の利用者を含めて14人までの請求しかできません。
- Q6 かながわシステムで、受給者証が発行されているのに、支給決定がない旨のエラーが出ました。
- Q6 利用者負担額の区分(O%、5%、1O%)により、それぞれサービス請求コードがあります。請求したサービスコードに誤りが無いかご確認ください。

サービスコードが合っているにも関わらず、エラーが出た場合は障がい福祉課までご連絡ください。